

2015年度年末手当交渉の集約にあたって

本部は11月17日15時、2015年度年末手当交渉について、会社の社員に対する誠意無き姿勢や低額回答に大きな不満を残しながらも、JR東海ユニオンの低額要求・先行妥結という否定的な状況の中で、これ以上の前進は困難と判断し会社に妥結を通告しました。

本部は10月9日、『申第10号 2015年度年末手当に関する申し入れ』として、3.5ヶ月分の年末手当支給、不当なボーナスカットをやめること等を会社に申し入れました。これに基づき10月28日に第1回団体交渉、11月2日に第2回団体交渉を開催しました。会社は景気の先行きについて「中国をはじめとするアジア新興国等の景気の下振れに楽観視できない」、さらには「当社の賃金水準は世間と比較して極めて高い水準である」「第2四半期の決算は増収・増益だが、中央新幹線建設工事や新幹線の大規模改修工事、JRゲートタワー計画がある」、「業績が堅調であるとはいえ、鉄道業は業績に一喜一憂するのではなく中長期的な判断が大切である」等を理由にあげ、年末手当の抑え込みを図ってきました。本部は、第2四半期決算で連結・単体共に過去最高の営業収益と経常利益および純利益を上げたのは社員の努力の結果であり、この労苦に報いるため今こそ3.5ヶ月分の年末手当の支給すべきであるとして粘り強く交渉にあたってきました。しかし会社は、「安定的支給ベースは2.9ヶ月である」とし、私たちの要求に難色を示しました。本部は、「会社も社員の労苦を認めているのだから、業績の良い時こそ昨年以上の月数で期末手当を支給すべきである」「JR東海の賃金水準が極めて高いという根拠はない」「そもそも安定的支給ベースというが、支給のベースは昨年の期末手当の3.0ヶ月であり、業績が上がっているのだから上積みは当然である」と年末手当の抑制を狙う会社の意図を厳しく追及しました。さらに、恣意的なボーナスカットを絶対にやめるよう強く迫りました。

会社は11月6日、第3回団体交渉で、「年末手当の安定的支給ベースである2.9箇月分に、0.1箇月分を上積みし3.0箇月分支給する」と回答しました。本部はこの回答に対して、過去最高の業績を上げながらも昨年と同月数の回答では、業績を築き上げた社員の労苦に全く応えていないため、持ち帰り検討とし、直ちに『申第13号』として、3.5ヶ月分の年末手当の支給の再申し入れをしました。

11月16日、『申第13号』に基づく団体交渉を開催し、本部は「経営体力を強くするとして将来に向けた蓄積を追い求める会社の姿勢では、社員はやる気が失せていく」「経営体力があるから中央新幹線を建設するとしているのだから、中央新幹線建設は年末手当抑制の理由にはならない」「4期連続過去最高の業績であり、その原動力たる社員の労苦に応えるために3.5ヶ月分の支給をすべきだ」と重ねて満額支給を求めました。しかし、会社は考えを何ら変えることなく不誠実な姿勢に終始しました。本部は対立を確認し持ち帰り検討としましたが、これ以上の前進は困難と判断し、今年年末手当交渉を集約することとしました。

今年年末手当交渉にあたり、組合員の皆さんからのご支援に心から御礼申し上げます。本部は今後も安心して働ける賃金と労働条件の改善のために奮闘していきます。

2015年11月17日
JR東海労働組合中央本部